

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表12号

### 監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成28年11月30日

大磯町監査委員 高野澤 均  
大磯町監査委員 高橋 英俊

## 監査結果報告書

### 1. 監査の種類

定期監査及び行政監査

### 2. 監査年月日

平成 28 年 11 月 18 日（金）

### 3. 監査対象の課等

町民福祉部町民課（町民協働・戸籍・国府支所）

### 4. 監査の期間、範囲、事務

監査対象期間：平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から 9 月 30 日）

監査実施期間：平成 28 年 10 月 7 日～11 月 18 日（11 月 10 日予備監査）

監査範囲：平成 28 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行

監査重点事項及び行政監査項目は、平成 28 年度大磯町監査基本計画による

事務方法：監査対象課から事前に監査資料の提出を求め、関係所帳簿、証書等書類を審査し、関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

### 5. 所掌事務の概要

戸籍、住民基本台帳の運営、個人番号交付、国府支所の運営及び維持管理、自治会組織との連絡調整、男女共同参画、消費者行政、地域会館等の維持管理、交通安全、防犯対策、自転車駐車場の整備及び維持管理に関する事務等を行っている。

### 6. 監査結果概要

平成 28 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行、平成 28 年度行政監査項について監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

### 7. 意見・要望

- ・役場の顔となる部署であり、町民ニーズも複雑多様化するなか、町民目線の窓口対応を心がけていただきたい。
- ・任期付職員が多数を占めるなか、人材育成を図り職員のレベルアップにより、住民サービスの向上に努められたい。
- ・住民と直接対話する執務に対し、職場内のコミュニケーションを図り、効率的な事務執行を進められたい。